

ときは、様式第十一による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(法第十五条第二項第一号等の内閣府令で定める措置)

第十七条 法第十五条第二項第一号の内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 操作用無線設備から当該措置に係る衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信すること。

二 操作用無線設備から当該措置に係る衛星リモートセンシング装置に電源を供給しない信号を送信すること。

三 操作用無線設備から当該措置に係る衛星リモートセンシング装置に再開信号を受信するまでその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信するとともに当該再開信号及びその作成方法に関する情報を内閣総理大臣に届け出る措置とする。

(解散の届出)
(許可の取消し等を行う場合の手続)

第十八条 清算人又は破産管財人は、法第十六条第一項の規定による届出をするときは、様式第十二による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第十九条 内閣総理大臣は、法第十七条第一項の規定に基づき、法第四条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて衛星リモートセンシング装置の使用の停止を命ずるときは、その旨を書面により当該衛星リモートセンシング装置使用者に通知し、当該衛星リモートセンシング装置に係る第八条の許可証の返納を求めるものとする。

(衛星リモートセンシング記録の提供の方法等)

第二十条 法第十八条第一項の衛星リモートセンシング記録の提供の相手方以外の者が当該衛星リモートセンシング記録を取得して利用することを防止するため必要かつ適切なものとして内閣府令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一 暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法
二 磁気ディスク等に衛星リモートセンシング記録を暗号化した上で記録し、当該磁気ディスク等により提供する方法
三 衛星リモートセンシング記録保有者は、法第十八条第一項の規定により衛星リモートセンシ

ング記録を提供するときは、あらかじめ、当該提供の相手方に対し、法第二十一条第四項の認定証を提示させるとともに、第二十二条に定める衛星リモートセンシング記録の区分を明示するものとする。

第三衛星リモートセンシング記録の区分

十一条第二項の規定により同項に定める衛星リモートセンシング装置使用者に当該衛星リモートセンシング記録を提供するときは、あらかじめ、その氏名又は名称並びに当該衛星リモートセンシング装置の名称及び種類を確認するとともに、第二十二条に定める衛星リモートセンシ

ング記録の区分を明示するものとする。

二 前項の規定は、法第十八条第二項の規定により特定取扱機関に衛星リモートセンシング記録を提供するときについて準用する。この場合に

おいて、「その氏名又は名称並びに当該衛星リモートセンシング装置の名称及び種類」とあるのは、「その名称」と読み替えるものとする。

(緊急の必要により衛星リモートセンシング記録を提供する場合の手続)

第二十二条 (衛星リモートセンシング記録保有者は、災害対策基本法(昭和三十三年法律第二百二十三号)第二条第一号の災害をいう。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応(国際的な協力の下に対応する場合を含む。)ため緊急の必要により、衛星リモートセンシング記録を提供したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を内閣総理大臣に提出するものとする。

一 当該事態の内容

二 当該衛星リモートセンシング記録の提供の経緯

三 当該衛星リモートセンシング記録の区分

四 当該衛星リモートセンシング記録の範囲及び期間

五 提供の相手方(当該相手方から更に提供された相手方を含む。)の氏名又は名称

六 SARセンサーにより記録されたものであつて、標準データであるもの

七 ハイパースペクトルセンサーにより記録されたものであつて、標準データであるもの

八 紅外センサーにより記録されたものであつて、標準データであるもの

九 光学センサーにより記録されたものであつて、生データであるもの

十 SARセンサーにより記録されたものであつて、生データであるもの

十一 ハイパースペクトルセンサーにより記録されたものであつて、標準データであるもの

十二 紅外センサーにより記録されたものであつて、標準データであるもの

十三 光学センサーにより記録されたものであつて、生データであるもの

十四 SARセンサーにより記録されたものであつて、標準データであるもの

十五 ハイパースペクトルセンサーにより記録されたものであつて、標準データであるもの

十六 紅外センサーにより記録されたものであつて、標準データであるもの

十七 光学センサーにより記録されたものであつて、生データであるもの

十八 SARセンサーにより記録されたものであつて、標準データであるもの

十九 ハイパースペクトルセンサーにより記録されたものであつて、標準データであるもの

二十 紅外センサーにより記録されたものであつて、標準データであるもの

二十一 光学センサーにより記録されたものであつて、生データであるもの

二十二 SARセンサーにより記録されたものであつて、標準データであるもの

二十三 ハイパースペクトルセンサーにより記録されたものであつて、標準データであるもの

二十四 紅外センサーにより記録されたものであつて、標準データであるもの

二十五 光学センサーにより記録されたものであつて、生データであるもの

口 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

(1) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

(2) 法第二十一条第三項第一号イからハまでのいずれにも該当しない者であること

を誓約する書類

(3) 法第二十一条第三項第一号ホの役員(第二十九条第三項第一号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類)

b a 住民票の写し又はこれに代わる書類

b 法第二十一条第三項第一号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

様式第一（第四条関係）
許可申請書
年月日

内閣総理大臣、税
(郵便番号)
姓
名
(法人名あつては、名前)
通 番 号

下記のとおり、衛星リモートセンシング装置の使用の許可を受けたいので、衛星リモートセンシング記錄の適正な取扱いの確保に関する法律第2項の規定により、申請します。

記

1. 衛星リモートセンシング装置の使用に関する事項	
衛星リモートセンシング装置の種類: □光学センサー □SARセンサー □マイクロ波センサー □熱赤外センサー	用途: □農業調査 □地図作成 □地図測量 □地図活用
施設の所有者等: ○所有者 ○使用者 ○運送者 ○代理者 ○その他	
施設の所在地: ○都道府県 ○市町村 ○町丁目 ○地番 ○地図活用時間:	
施設の所有者等の連絡情報: ○連絡先 ○電話番号 ○郵便番号 ○これらの方の管理方法: ○所有者 ○使用者 ○運送者 ○代理者 ○その他	
施設の運営の場所: ○施設の運営を行なう方の氏名 ○運営を行なう方の性別 ○運営を行なう方の年齢 ○運営を行なう方の資格 ○運営を行なう方の連絡情報: ○連絡先 ○電話番号 ○郵便番号 ○この方の管理方法: ○所有者 ○使用者 ○運送者 ○代理者 ○その他	
施設の運営を行なう方の連絡情報: ○連絡先 ○電話番号 ○郵便番号 ○この方の管理方法: ○所有者 ○使用者 ○運送者 ○代理者 ○その他	
2. 出資者に関する事項	
出資者の氏名、出資比率及び 出資額: ○所有者 ○使用者 ○運送者 ○代理者 ○その他	○所有者 ○使用者 ○運送者 ○代理者 ○その他
主要取引先: ○出資の目的: ○会社	

備考 1. 同様のときは、日本衛星規制法A.4をすること。
2. 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第2項の規定による法律施行規則第4条第2項各号に属する書類を添付すること。

様式第一の二（第四条関係、第九条関係）
許可申請書
年月日

内閣総理大臣、税
(郵便番号)
姓
名
(法人名あつては、名前)
通 番 号

下記のとおり、衛星リモートセンシング装置の使用に関する法律第2項の規定により、申請します。
○施設の所有者等の連絡情報:
○連絡先
○電話番号
○郵便番号
○これらの方の管理方法:
○所有者
○使用者
○運送者
○代理者
○その他

1. 衛星リモートセンシング装置の使用に関する事項	
施設の所有者等: ○所有者 ○使用者 ○運送者 ○代理者 ○その他	○所有者 ○使用者 ○運送者 ○代理者 ○その他
施設の所在地: ○都道府県 ○市町村 ○町丁目 ○地番 ○地図活用時間:	
施設の所有者等の連絡情報: ○連絡先 ○電話番号 ○郵便番号 ○これらの方の管理方法: ○所有者 ○使用者 ○運送者 ○代理者 ○その他	
施設の運営の場所: ○施設の運営を行なう方の氏名 ○運営を行なう方の性別 ○運営を行なう方の年齢 ○運営を行なう方の資格 ○運営を行なう方の連絡情報: ○連絡先 ○電話番号 ○郵便番号 ○この方の管理方法: ○所有者 ○使用者 ○運送者 ○代理者 ○その他	
施設の運営を行なう方の連絡情報: ○連絡先 ○電話番号 ○郵便番号 ○この方の管理方法: ○所有者 ○使用者 ○運送者 ○代理者 ○その他	
2. 出資者に関する事項	
出資者の氏名、出資比率及び 出資額: ○所有者 ○使用者 ○運送者 ○代理者 ○その他	○所有者 ○使用者 ○運送者 ○代理者 ○その他
主要取引先: ○出資の目的: ○会社	

備考 1. 同様のときは、日本衛星規制法A.4をすること。
2. 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第2項の規定による法律施行規則第4条第2項各号に属する書類を添付すること。

(1) 施設の運営に関する事項	
施設の所有者等: ○所有者 ○使用者 ○運送者 ○代理者 ○その他	○所有者 ○使用者 ○運送者 ○代理者 ○その他
施設の所在地: ○都道府県 ○市町村 ○町丁目 ○地番 ○地図活用時間:	
施設の所有者等の連絡情報: ○連絡先 ○電話番号 ○郵便番号 ○これらの方の管理方法: ○所有者 ○使用者 ○運送者 ○代理者 ○その他	
施設の運営の場所: ○施設の運営を行なう方の氏名 ○運営を行なう方の性別 ○運営を行なう方の年齢 ○運営を行なう方の資格 ○運営を行なう方の連絡情報: ○連絡先 ○電話番号 ○郵便番号 ○この方の管理方法: ○所有者 ○使用者 ○運送者 ○代理者 ○その他	
施設の運営を行なう方の連絡情報: ○連絡先 ○電話番号 ○郵便番号 ○この方の管理方法: ○所有者 ○使用者 ○運送者 ○代理者 ○その他	
2. 出資者に関する事項	
出資者の氏名、出資比率及び 出資額: ○所有者 ○使用者 ○運送者 ○代理者 ○その他	○所有者 ○使用者 ○運送者 ○代理者 ○その他
主要取引先: ○出資の目的: ○会社	

樣式第二（第八条關係）

樣式第三（第九条関係）

申請者に関する事項	
団体会員の名称、会員登記番号 会員登記番号	会員登記番号 会員登記番号
会員登記番号	
申請内容	

二、(第6回開催)	
許可番号	
登録申請者の新規リカーセンシング制度の使用について、衛生リカーセンシング制度正規取扱い機関に関する法律第4条第1項の規定により許可する。	
内閣総理大臣	
文書名は名称	
登録申請者の新規リカーセンシング制度	
認可年月日	許可番号
新規リカーセンシング制度の名称	
該当に付した条件	
許可番号	名称

四

第三（第九条関係）	変更の許可申請書
許可番号	
許可年月日	

(郵便番号)
住 所
〒 々々

(法人にあっては、名称)
連絡先

衛星リモートセンシング記録　目的：

の利用の目的及び方法 方法:

2 申請者に関する事項	
出資者の名称、出資比率及び 固籍	名称: 出資比率: 固籍:
不動産の名称	

備考 1 実更に係る事項のみ記入し、併せてその理由を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第四
(第九条関係)

様式第四（第九条関係）

内閣総理大臣 聞	
（郵便番号） 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 通 告 先	
下記のとおり、施設リモートセンシング装置使用者変更届出書（氏名等、相應な変更） 第2項に規定される変更をして、同項の規定により、開設者権を記入して置け出します。	
許可番号及び 許可年月日	年 月 日
変更の内容	
変更理由	

備考 1. 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。
2. 当該変更が行われたことを記する書類及び許可の写しを添付すること。

様式第五（第十二条関係）

内閣総理大臣 聞	
（郵便番号） 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 通 告 先	
下記のとおり、施設リモートセンシング装置の運送に係る法律第7条 第2項に規定される変更をして、同項の規定により、開設者権を記入して置け出します。	
許可番号及び許可年月日	年 月 日 時 分
開設者権を有しない本件登録事務 開設者権を有しない本件登録事務 開設者権を有しない本件登録事務 開設者権を有しない本件登録事務	

備考 1. 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

様式第六（第十四条関係）

内閣総理大臣 聞	
（郵便番号） 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 通 告 先	
下記のとおり、施設リモートセンシング装置の運送に係る法律第13条 第2項に規定により、施設リモートセンシング装置の運送に係る本件の開設及び受け 渡しについて認可を受けたので申請します。	
記	
施設リモートセンシング装置運送の認可に要する事項	年 月 日
開設者及び受取人の氏名、又は名称 開設者及び受取人の氏名、又は名称 開設者及び受取人の氏名、又は名称 開設者及び受取人の氏名、又は名称	（開設者）氏名又は名称： （受取人）氏名又は名称： （開設者）氏名又は名称： （受取人）氏名又は名称：
開設及び受け渡しに係る郵便番号 開設及び受け渡しに係る郵便番号 開設及び受け渡しに係る郵便番号 開設及び受け渡しに係る郵便番号	
開設及び受け渡しの理由 開設及び受け渡しの理由 開設及び受け渡しの理由 開設及び受け渡しの理由	
開設及び受け渡しの期間 開設及び受け渡しの期間 開設及び受け渡しの期間 開設及び受け渡しの期間	

備考 1. 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。
2. 施設リモートセンシング装置の運送に係る法律に係る法律施行規則第
14条各項に掲げる書類及び開設人の許可の写しを添付すること。

様式第七（第十四条関係）

内閣総理大臣 聞	
（郵便番号） 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称) 通 告 先	
下記のとおり、施設リモートセンシング装置の運送に係る法律第13条 第2項に規定される事業の譲渡を行うので、同項の規定により、開設者権を記入して置け出します。	
記	
開設の実行月日 開設者の氏名又は本物及び住所 開設者の氏名又は本物及び住所 開設者の氏名又は本物及び住所 開設者の氏名又は本物及び住所	年 月 日
開設の理由 開設の理由 開設の理由 開設の理由	
開設に係る施設リモートセンシング装置 の許可番号及び許可年月日 開設に係る施設リモートセンシング装置 の許可番号及び許可年月日 開設に係る施設リモートセンシング装置 の許可番号及び許可年月日 開設に係る施設リモートセンシング装置 の許可番号及び許可年月日	
開設人が有する施設開設の場所 開設人が有する施設開設の場所 開設人が有する施設開設の場所 開設人が有する施設開設の場所	

備考 1. 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。
2. 施設リモートセンシング装置の運送に係る法律に係る法律施行規則第
14条各項に掲げる書類及び開設人の許可の写しを添付すること。

株式 第八
(第十四条関係)

(郵便番号) 合併認可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 構

(郵便番号)
住 所
合併する法人の名称
通 勤 先
(郵便番号)
住 所
合併する法人の名称
通 勤 先

下記のとおり、施設リモートセシング装置の運正な取扱いの確保に関する法律第13条第1項の規定により、法人の合併後の地位の承継について許可を受けていたので申請します。

記

施設リモートセシング装置使用者の地位の承継に関する事項	
新規事業者名	年 月 日
新規事業者で法人又は合併する法人の名称	住所:
これまでの名称及び住所	住所:
合併の理由	
合併に係る施設リモートセシング装置の許可番号及び許可年月日	許可番号: 許可年月日:

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 施設リモートセシング装置の運正な取扱いの確保に関する法律施行規則第14条第4項各号に掲げる書類及び請求者の許可証のなしを認付すること。

株式 第九
(第十四条関係)

(郵便番号) 分割認可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 構

(郵便番号)
住 所
分割する法人の名称
通 勤 先

下記のとおり、施設リモートセシング装置の運正な取扱いの確保に関する法律第13条第1項の規定により、法人の分割後の地位の承継について許可を受けていたので申請します。

記

施設リモートセシング装置使用者の地位の承継に関する事項	
新規事業者名	年 月 日
新規事業者で法人又は合併する法人の名称	住所:
既存に係る事業を承継する法人の名称	住所:
合併の理由	
合併に係る施設リモートセシング装置の許可番号及び許可年月日	許可番号: 許可年月日:

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 施設リモートセシング装置の運正な取扱いの確保に関する法律施行規則第14条第4項各号に掲げる書類及び請求者の許可証のなしを認付すること。

株式 第十
(第十五条関係)

(郵便番号) 死亡届出書

年 月 日

内閣総理大臣 構

(郵便番号)
住 所
死 者
通 勤 先

下記のとおり、施設リモートセシング装置の運正な取扱いの確保に関する法律第14条第1項の規定により、届け出ます。

記

死亡した者の氏名及び住所	
姓	年 月 日
名	年 月 日
性別	
死亡した者の氏名及び住所	許可番号: 許可年月日:

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

株式 第十一
(第十六条関係)

(郵便番号) 紛失辨明届出書

年 月 日

内閣総理大臣 構

(郵便番号)
住 所
失主の氏名
通 勤 先

下記のとおり、施設リモートセシング装置についての紛失辨明を講じましたので、施設リモートセシング装置の運正な取扱いの確保に関する法律第13条第2項の規定により、届け出ます。

紛失辨明の内容	
紛失年月日及び許可年月日	年 月 日
紛失場所及び年月日等	年 月 日 時 分
紛失状況及び理由	
紛失辨明の内容	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十二（第十八条関係）

様式第十二（第十八条関係）

解説見出書
年月日

内閣総理大臣 聞

（郵便番号）
在 住
氏 名
通 番 号

解説した法人の名称及び住所	名称：
	住所：
郵便番号	（郵便番号）
解説した法人の名称及び住所	名称：
郵便番号	（郵便番号）
解説した法人の名称及び住所	名称：
郵便番号	（郵便番号）
備考	1. 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

様式第十三（第二十三条関係）

様式第十二（第十二条関係） 固定申請書
年月日

内閣総理大臣 聞

（郵便番号）
在 住
氏 名
(法人の場合は、名称)

丁度のおり、審査リモートセンシング記録を取扱う者の認定を受けたいので、審査リモートセンシング記録の適正な取扱いの趣旨に関する法律第21条第2項の規定により申請します。	
記	
1. 審査リモートセンシング記録に関する事項	
郵便リモートセンシング記録の区分	区分：
郵便リモートセンシング記録の取扱いに係る業務を行いうる者の名前	名前：
郵便リモートセンシング記録の取扱いに係る業務を行いうる者の性別	性別：
郵便リモートセンシング記録の取扱いに係る業務を行いうる者の年齢	年齢：
郵便リモートセンシング記録の取扱いに係る業務を行いうる者の性別又は名前	性別又は名前：
郵便リモートセンシング記録の取扱いに係る業務を行いうる者の年齢	年齢：
2. 申請者に関する事項	
申請者の本名、通称並びに性別	本名： 通称： 性別：

主要取引先
1. 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。
2. 審査リモートセンシング記録の適正な取扱いの趣旨に関する法律第21条第3項の規定により規定する。
3. 用紙第2項各号に掲げる事項を添付すること。

様式第十四（第二十六条関係）

様式第十四（第二十六条関係） 訂 定 額

申請のあつた審査リモートセンシング記録を取扱う者の認定について、審査リモートセンシング記録の適正な取扱いの趣旨に関する法律第21条第3項の規定により規定する。
年月日

内閣総理大臣

1. 氏名又は名称
2. 認定番号
3. 審査リモートセンシング記録の区分
4. 認定に付した条件

様式第十五（第二十七条関係）	認定更新申請書
固定番号	
認定年月日	
年 月 日	

內閣總理大臣 殿

下記のとおり、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定の更新を受けたいので、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第27条第1項の規定により、申請します。

(郵便番号)
住 所
氏 名
(法人にあっては、名称)
通 告

2 申請者に関する事項	
出資者の名称、出資比率及び 固縛	名称: 出資比率: 固縛:
主要取引先	

備考 1 簿紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 衡星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第
23条第2項各号に掲げる書類及び認定証の写しを添付すること。

様式第十六（第二十九条関係）

再交付申請書

平月日

連絡先

取扱いの確保に関する法律第21条第5項の規定により、中止します。

備考：1. 国紙の書き込みは、日本画用鉛筆（アートオランダ）

圖 1 用紙の大きさは、日本標準規格 A4 とする。

様式第十七（第二十九条関係）	変更の認定申請書
認定番号	
認定年月日	

年月日

氏名
(法人にあっては、名称)

様式第十八（第二十九条関係）

田舎者: 田舎者名前: 田舎者性別: 本姓: 田舎者	田舎者: 田舎者名前: 田舎者性別: 本姓: 田舎者
田舎者: 田舎者名前: 田舎者性別: 本姓: 田舎者	田舎者: 田舎者名前: 田舎者性別: 本姓: 田舎者

備考：1. 受取人による事項のみ記入し、余白での記入を記入すること。
2. 田舎者名前欄は、田舎者名前欄A・B・Cのいずれかに記入すること。
3. 施設リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第23条第2項から第4項までに掲げる書類のうち変更事項に係る書類及び認定証を添付すること。

様式第十九（第二十九条関係）

記入欄番号	記入欄番号
記入欄番号	記入欄番号

内閣総理大臣 聞

(施設番号)
姓
氏
(法人名あつては、名称)
登録者

下記のとおり、施設リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第23条第2項に規定される変更をしたので、同項の規定により、認定書類等を添付して提出する。

記

変更の内容	新	旧
変更理由		

備考：1. 用紙の大きさは、日本画用規格A4とすること。
2. 当該変更が行われたことを記する書類及び認定証の写しを添付すること。

様式第十九（第三十二条関係）

第 1 号	
施設リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第23条第2項の規定による部分的規制	
施設名及び店名	年 月 日登 年 月 日発行
内閣総理大臣	

施設リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第27条 第一項 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限りにおいて、施設リモートセンシング記録を規制するため施設リモートセンシング記録の規制(以下「規制」という)を定め得る。規制は、規制する事項を定めることにより、これらの規制の適用を受けた他の事業者に立ち入り、これらの者の帳簿、運営やその他資料等を検査することができる。 2. 前項の規制が行われたときは、これを表示しなければならない。 3. 第1項の規定による公表者の権限は、公表を受けるなければならないものと解してはならない。 4. 第1項の規定による公表者の権限による公表をせず、既にして公表の権利を有し、又は公表の対象となる場合を除み、既に公表を終了し、既にして公表の権利を有する場合による公表に着手しない場合を除き、既にして公表の権利を有した者は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこのを併科する。	
--	--

様式第十九（第三十二条関係）